

国際シンポジウム

「グローバル時代の一橋法学—その実績と未来への提言—」

日程：7月18日（土）13時00分～17時10分

場所：国立キャンパス・如水会百周年記念インテリジェントホール

〈本シンポジウム開催の趣旨〉

一橋大学大学院法学研究科長・青木人志

昭和23年（1948年）、東京商科大学以来の法学の教授、特に、商法の田中誠二、憲法の田上穰治の両教授は、「新制の東京商科大学に法学部又は纏まった法学科を設置すべき理由」と題する文書を起草し、学内外の説得に努めることとした。本校の名が一橋大学と変更されることになったのも、同じ年のことだった。

その文書は、東大法学部のほかにもうひとつ国立の法学部が関東に必要であり、それにより「自由な学問的競争」を戦わせるべきことを提唱するとともに、東京商科大学の伝統をふまえ、法学と経済学・商学その他隣接科学との総合をはかること、特に企業法・経済法の部門を設けて法学研究を遂行することを、「一橋法学」の特徴と位置づける、というものであった。

それから67年の歳月が流れた。

さいわいにして、その間、一橋大学法学部・大学院法学研究科は順調に発展し、充実した教授陣を揃えて、優秀な学生を多数世に送り出してきた。法学部草創期の教授のひとりであった植松正教授（刑法）は、『法学の栞』（一橋法学会誌第1号、1960年）の中で、「もっと法曹界に進出しなければならない」という願いを述べた。その後の法学部卒業生は、植松教授のこの期待を裏切らず、中には最高裁判事や検事総長など司法界の重鎮となった卒業生もいる。

また、とりわけ、平成16年に法科大学院（ロースクール）が開設されてからは、一橋大学法科大学院は高い司法試験合格率を誇っている。開設以来の「累積合格率」（修了生のうち最終的に司法試験に合格した人の比率）は79.5%に達し、これは全法科大学院中のトップの成績である。このことは、従来より、さらに多数の一橋人が、裁判官・検察官・弁護士として、幅広い分野での活躍を始めていることを意味する。

しかし、その一方で、法学部・法学研究科の研究・教育は、「グローバル化」の急激な進展の中で、いま大きな岐路に立たされている。つまり、グローバル時代にふさわしい「新しい時代の一橋法学」は、どのようなものであるべきか

が、いま厳しく問われ始めている。

一橋法学の国際化・グローバル化を考えるうえで、私たちが誇るこれまでの成果のひとつに、法学研究科が特に中国・台湾・韓国からの留学生を積極的に受け入れ、相当数の博士号取得者・単位修得者を出していることを挙げる事ができる。その中には、祖国や日本の主要な大学で教鞭をとり、又は、実務界の第一線で活躍している人も多く、一橋大学の名を高からしめるのに、それぞれ貢献してくれている。

このたび、本シンポジウムでは、一橋大学大学院法学研究科出身の元外国人留学生で、現在、母国の学界・実務界で活躍する方々をゲストにお招きする。

ご自身が一橋大学で学んだ後、それぞれの母国の学界や社会にどのような貢献をしてきたかを語ってもらい、あわせて、一橋大学の法学研究・教育の将来のあり方について提言をいただいたうえで、それをうけて、グローバル時代にふさわしい一橋大学の法学研究・教育の将来のあり方について、教員・学生・卒業生をまじえて、対話を行うことにする。

それにより、本シンポジウムを、国籍や世代を超えた一橋人が集い、「一橋法学」の過去を振り返りつつ、「一橋法学」が未来にむけて果たすべき役割を考え、その使命をとらえ直すきっかけとしたい。

なお、本シンポジウムは、一橋大学大学院法学研究科が本年度開始した「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」のキックオフ企画として位置付けられるものである。

《参加ゲストスピーカーのプロフィール（敬称略）》

【大学関係者】

楊建順（中国人民大学教授・一橋大学博士・行政法・中国行政法学会副会長）

劉栄軍（北京師範大学教授・一橋大学博士・民事訴訟法・中国民事訴訟法学会副会長）

李茂生（台湾大学教授・一橋大学博士・刑事法）

杜怡静（台北大学副教授・一橋大学博士・会社法）

李京柱（仁荷大学教授・一橋大学博士・憲法）

徐熙錫（釜山大学副教授・一橋大学博士・民法）

【実務関係者】

張青華（一橋大学大学院博士課程単位修得、天達共和律師事務所主任弁護士）

以 上